

鎌倉市がん患者補整具購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図るため、外見の変化を補完する補整具（以下「ウィッグ」という。）購入に係る費用の一部を予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利用対象者)

第2条 助成事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で鎌倉市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 抗がん剤治療の副作用に伴う脱毛症状によりウィッグが必要な者

(対象経費)

第3条 この助成事業の助成の対象は、ウィッグ（全頭用であるもの。毛付き帽子を含む。）及び頭皮保護ネット購入に係る経費とする。

(助成額)

第4条 利用者がウィッグ及び頭皮保護ネットを購入するために要した金額を30,000円を上限として助成する。

2 他より費用の助成等がされている場合には、購入費用からその額を除いた額を、前項のウィッグ及び頭皮保護ネットの購入に係る費用とする。

(申請)

第5条 申請者は、原則として、ウィッグを購入した日の翌日から起算して1年以内に鎌倉市がん患者補整具購入費助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療の受診を証明する書類（診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳等）
- (2) ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類（領収書）
- (3) 民間のがん保険などからウィッグ購入費用の助成を受けている場合、金額の明細が分かる書類
- (4) 運転免許証、健康保険証（申請時に鎌倉市に住所があることが分かる書類）
- (5) 申請者の健康保険証等（利用者が未成年である場合に限る。申請者が法定代理人であることが分かる書類）

2 利用者が未成年の場合は、法定代理人が申請する。

3 申請は、利用者1人につき1回を限度とする。

(通知及び交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、内容を審査し、速やかに利用の可否を決定し、鎌倉市がん患者補整具購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(医師の意見の聴取)

第8条 市長は、必要と認める場合には、利用者について医師の意見を求めることができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、決裁日から施行する。